

常滑市地域強靱化計画

2021 年 3 月
(2023 年 3 月改訂)
常滑市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け等	1
1 国土強靱化の理念等	1
2 計画の策定趣旨	3
3 計画の位置付け	4
(1) 対象とする区域及び想定するリスク	4
(2) 基本計画等及び各種計画との調和等	4
第2章 常滑市の地域特性等	6
1 常滑市の地域特性	6
(1) 位置、地形等	6
(2) 人口	6
(3) 経済特性	8
(4) 土地利用等	9
(5) 社会資本の老朽化	9
(6) 老朽建物の状況	10
2 常滑市に影響を及ぼす大規模自然災害	11
(1) 想定するリスクの考え方	11
(2) 地震・津波により想定される被害	11
(3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	14
第3章 常滑市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	18
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	18
2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	19
3 脆弱性評価結果	19
第4章 強靱化施策の推進方針	20
1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	20
2 強靱化推進方針の重点化	39
第5章 計画推進の方策	40
1 計画の推進体制	40
2 計画の進捗管理及び見直し	40
 (別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	 41

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 国土強靱化の理念等

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

2014年6月に策定し、2018年12月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、「大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での『防災』の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば『国家百年の大計』の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある」ことを述べている。

これは、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

常滑市においても、南海トラフ地震による地震・津波災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、基本計画全体との調和を図りながら、常滑市の強靱化を推進しなければならない。そのため、常滑市地域強靱化計画（以下「本計画」という。）において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて、強靱化の基本目標や強靱化を進める上で留意すべき事項などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

このことにより、本市として地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であるため、以下のとおり基本目標を設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 地域社会の重要な機能が致命的な障がいを受けずに維持されること
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（基本計画）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。

⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

⑯女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

2 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に70%～80%と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。

本計画は、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の常滑市の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県、県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靱化施策の実施により強靱な地域づくりを図るため、女性や障がい者などの意見を踏まえるなど、多様な視点を取り入れることとする。

3 計画の位置付け

(1) 対象とする区域及び想定するリスク

ア 対象区域

本計画の対象区域は、常滑市全域とする。

ただし、大規模地震等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、関係自治体等との連携・協力を考慮した取組とする。

イ 想定するリスク

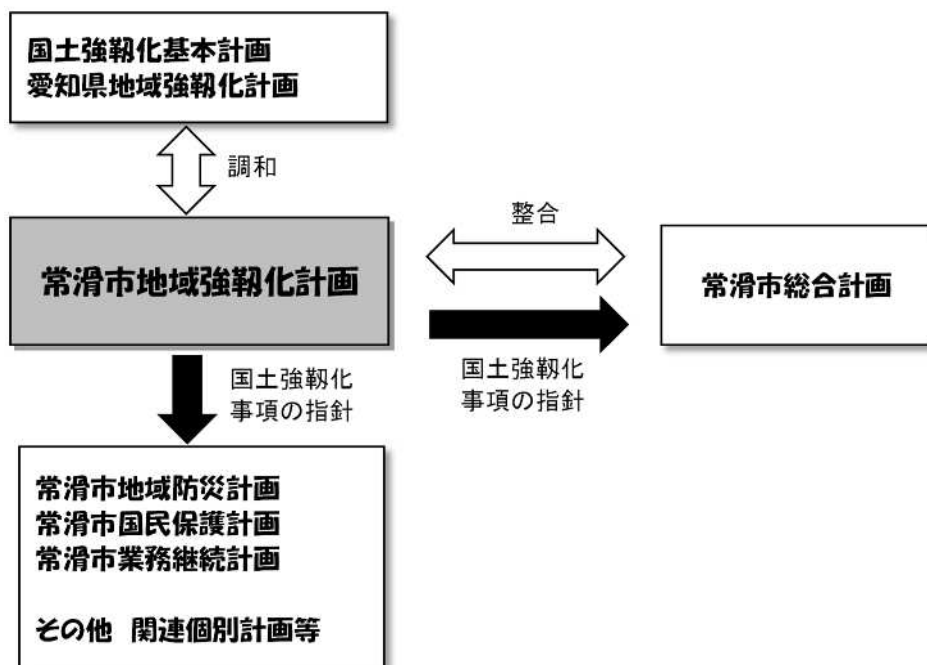
常滑市に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮等）、土砂災害の大規模自然災害を基本とする。

(2) 基本計画等及び各種計画との調和等

本計画は、基本計画と調和するとともに、愛知県地域強靱化計画とも調和を確保し、連携と役割分担を図る。

また、常滑市総合計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となる。

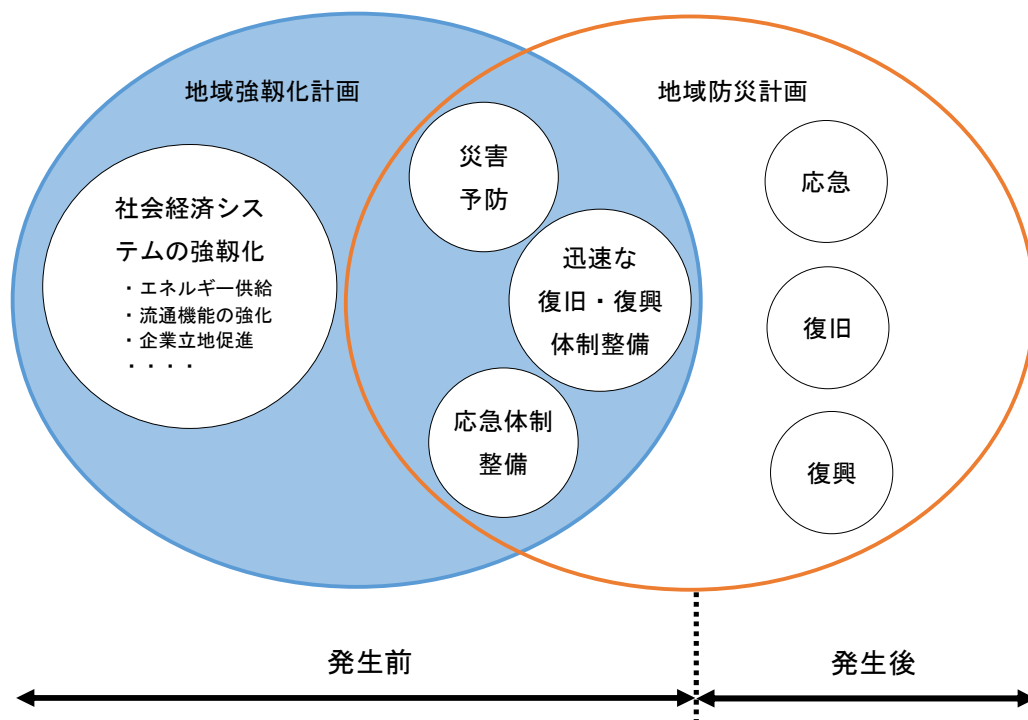
【常滑市地域強靱化計画の位置付け】



【参考】地域強靱化計画と地域防災計画の特徴

区分	地域強靱化計画	地域防災計画 (水防計画)
策定目的	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を災害の想定事案として、より実効的に描く取組の推進を図ることを目的に作成	予防・応急・復旧などの具体的対策を総合的に取りまとめ、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし作成
対象リスク	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
対象とする災害の段階	災害発生前	予防、災害発生時及び発生後
根拠法令	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法

【地域強靱化計画と地域防災計画の関係イメージ】



第2章 常滑市の地域特性等

1 常滑市の地域特性

(1) 位置、地形等

常滑市は知多半島の西海岸に位置し、面積 55.90 km²、東西 6 km、南北 15 km、海岸線 19.8 kmの南北に細長い町で、北に知多市、東に阿久比町、半田市、武豊町、南に美浜町に隣接している。

地形は第三紀新層の丘陵地が主で、西方の海岸線に沿って沖積低地がある。

気候は年間を通じて温暖で適度の雨量があり、海、山の幸に恵まれている。

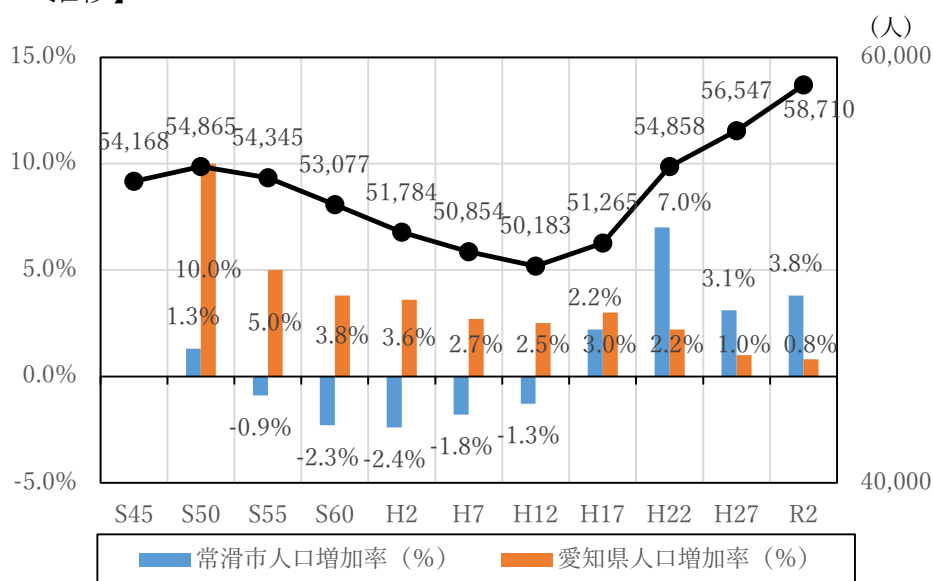
また、2005 年 2 月に沖合 1.5 kmの伊勢湾海上の人工島に開港した中部国際空港とは空港連絡橋にてつながっている。



(2) 人口

令和 2 (2020) 年の国勢調査によると本市の人口は 58,710 人で、54,865 人だった昭和 50 (1975) 年から平成 12 (2000) 年までの 25 年間で 4,000 人以上減少したが、平成 17 (2005) 年に増加に転じ、平成 22 (2010) 年からは県の人口増加率を大きく上回る割合で増加を続けている。

【人口の推移】

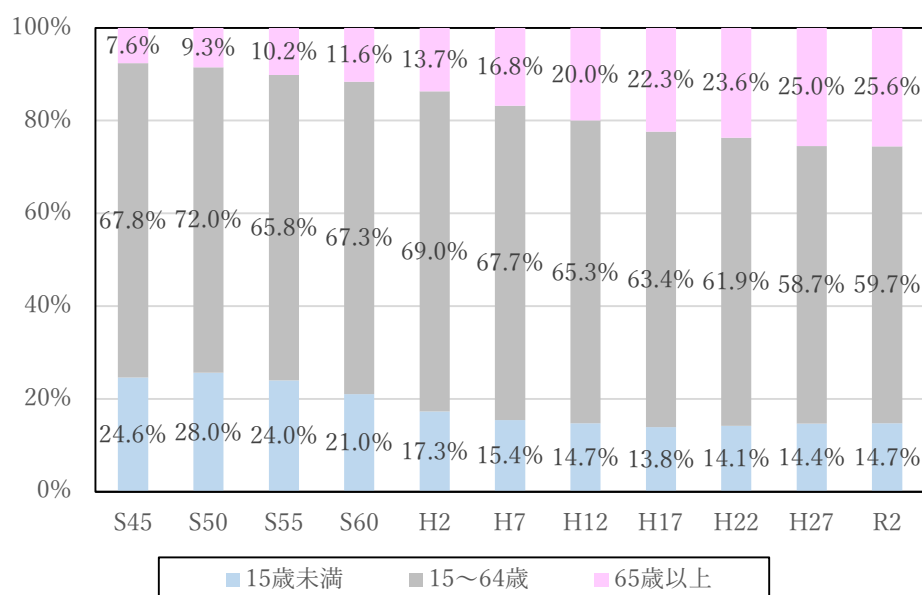
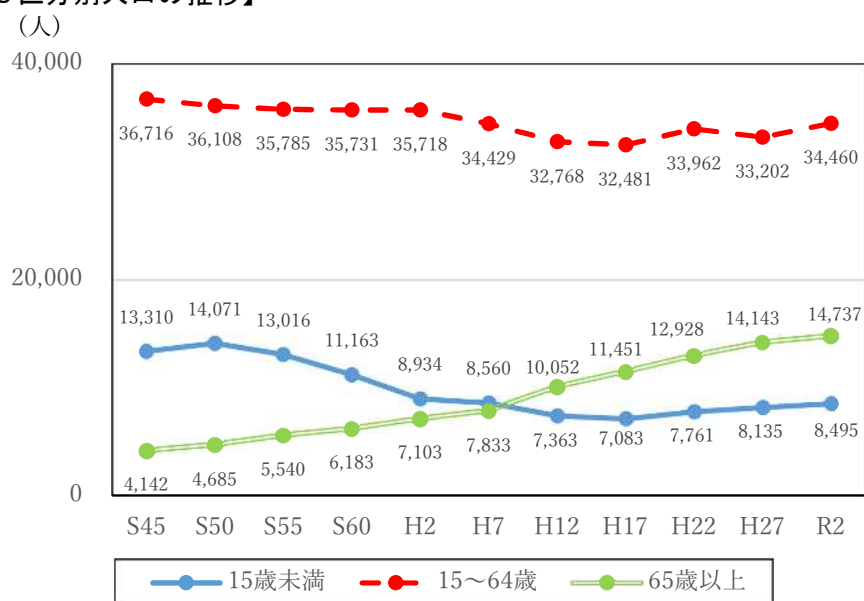


【出典：国勢調査】

平成 17(2005)年までは、人口減少の影響もあり、高齢者人口（65 歳以上）が増加し、生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（14 歳以下）が減少する、少子高齢化の人口構造をしていたが、平成 22(2010)年以降は、高齢者人口の増加状況は大きく変わらないものの、生産年齢人口がほぼ横ばいとなるとともに、年少人口が増加に転じている。

ただし、高齢者人口割合は平成 12(2000)年には 20%を超え、平成 27(2015)年には 25%以上となり、4 人に一人が高齢者という超高齢社会を迎えている。

【年齢 3 区分別人口の推移】



【出典：国勢調査】

(3) 経済特性

ア 空港

2005 年 2 月に開港した中部国際空港は、2019 年 9 月に第 2 ターミナルを開業し、2019 年度の旅客数 1,260 万人を達成するなど、国際拠点空港としての役割を担っている。

また、開港に合わせて空港アクセスの強化が図られており、名古屋鉄道空港線のほか、自動車専用道路の中部国際空港連絡道路等が整備された。今後は、2027 年開業予定のリニア中央新幹線を見据えて、伊勢湾岸自動車道と中部国際空港を直結する国道 247 号西知多道路の供用が予定されている。

イ 産業・経済

本市は、古くから焼き物の産地として知られ、現在においても衛生陶器を中心とした窯業は主要産業の一つである。

市内 3 か所の工業団地には、輸送機械、窯業を始めとする製造業等が、中部臨空都市の空港対岸部及び複数の土地区画整理事業地区内の幹線道路沿いには、大規模商業施設が立地している。また、2019 年 8 月には空港島内に展示面積 60,000 m²の愛知県国際展示場が開業している。

【製造品出荷額（業種別）】

産業中分類	製造品出荷額（百万円）	割合（%）
食料品製造業	10,543	5.5
繊維工業	2,063	1.1
家具・装備品製造業	28,595	14.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,948	1
プラスチック製品製造業	7,769	4.1
窯業・土石製品製造業	48,502	25.4
鉄鋼業	7,542	3.9
金属製品製造業	4,291	2.2
はん用機械器具製造業	5,042	2.6
生産用機械器具製造業	3,754	2
輸送用機械器具製造業	62,818	32.8
その他の製造業	8,508	4.5
合計	191,375	100

【出典：2020 年工業統計調査】

ウ 観光

地場産業の常滑焼に関連するやきもの散歩道やセラモールを始め、近年では、めんたいパークとこなめ、空港島におけるフライト・オブ・ドリームズ等の新たな観光施設等が整備されている。毎年、国内外から多くの観光客が本市を訪れており、コロナ禍前のピークである2019年の観光客数は1,727万人となっている。

【観光入込客数の動向】

単位：万人

観光資源名	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
やきもの散歩道	27	26	28	33	34	23
セラモール（とこなめ焼卸団地）	26	26	19	17	17	19
常滑焼まつり	12	20	10	11	15	16
中部国際空港来場者	966	1,155	1,183	1,278	1,561	540
めんたいパークとこなめ	153	130	126	110	100	67
合計	1,184	1,357	1,366	1,449	1,727	665

【出典：愛知県観光レクリエーション利用者統計】

（４）土地利用等

本市の市街化区域面積は、2000年までは微増の状況だったが、2005年の中部国際空港の開港に伴い、空港関連施設等が市街化区域となり、大幅に面積が増加した。その後は大きな変化はなく、市街化区域面積は1,621haとなっている。

市街化区域は、鉄道沿線及び古くからの窯業地、沿岸部の集落地に指定されているとともに、空港島の一部も市街化区域に指定されている。

市街化調整区域は、市街化区域の東側一帯に広がっており、その多くが農業振興地域内農用地区域に指定され、市街化が抑制されるとともに農業生産地として活用されている。

また、主に市の中央部及び主要幹線道路近辺において、17地区、262.19ha（市街化区域面積の16.2%）の土地区画整理事業が実施されている。土地区画整理事業により都市基盤が整備された地区が増加している一方、都市基盤が未整備で、狭あい道路が多く、災害時の危険が高い市街地や集落地が多く残っている。

（５）社会資本の老朽化

本市においては、1960年代から1970年代の人口増加や経済成長に合わせて、市民サービスの向上と都市機能の充実を図るため、公共施設等を数多く整備し、また、同時期以降に道路・橋梁等のインフラ整備を進めてきた。これらは各々老朽化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることとなり、施設等の更新が集中することによる財政負担の増大が懸念されている。

（６）老朽建物の状況

昭和 56(1981)年に建築基準法が改正され新耐震基準が設定されたため、法改正以前に建築された家屋は、新法に基づく十分な耐震性を持っていないものが多い。

本市の建物棟数は 31,379 棟あり、このうち昭和 56(1981)年以前に建築されたものは 15,592 棟、49.7%であり、鉄道沿線及び旧市街地、幹線道路沿道を中心に広く分布している。

これらの家屋は、耐震性が十分でないものが多いと考えられるため、耐震診断、耐震改修を進める必要がある。

【市街化区域における建築年代別の内訳】

	昭和45(1970)年 以前	昭和46(1971) ～56(1981)年	昭和57(1982)年 以降	不明	合計
棟数	10,452	5,140	12,940	2,847	31,379
割合	33.3%	16.4%	41.2%	9.1%	100.0%

【出典：2017 愛知県都市計画基礎調査】

2 常滑市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

(2) 地震・津波により想定される被害

県の地震被害予測調査（2014 年 5 月公表）においては、南海トラフで繰り返して発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定している。

① 過去地震最大モデル

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデルであり、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（冬夕方午後6時）。

② 理論上最大想定モデル

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデルであり、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（地震：陸側ケース、津波：ケース7（紀伊半島沖に大すべり域＋分岐断層）、季節時間帯：冬夕方午後6時）。

この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は、次のとおりである。

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約 400 棟	約 4,300 棟
液状化による全壊	約 10 棟	約 10 棟
浸水・津波による全壊	約 200 棟	約 70 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 20 棟	約 20 棟
地震火災による焼失	約 10 棟	約 2,400 棟

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約 20 人	約 300 人
浸水・津波による死者	約 80 人	約 200 人
急傾斜地崩壊等による死者	わずか	わずか
地震火災による死者	わずか	約 50 人

【最大震度・津波高・津波到達時間・浸水面積】

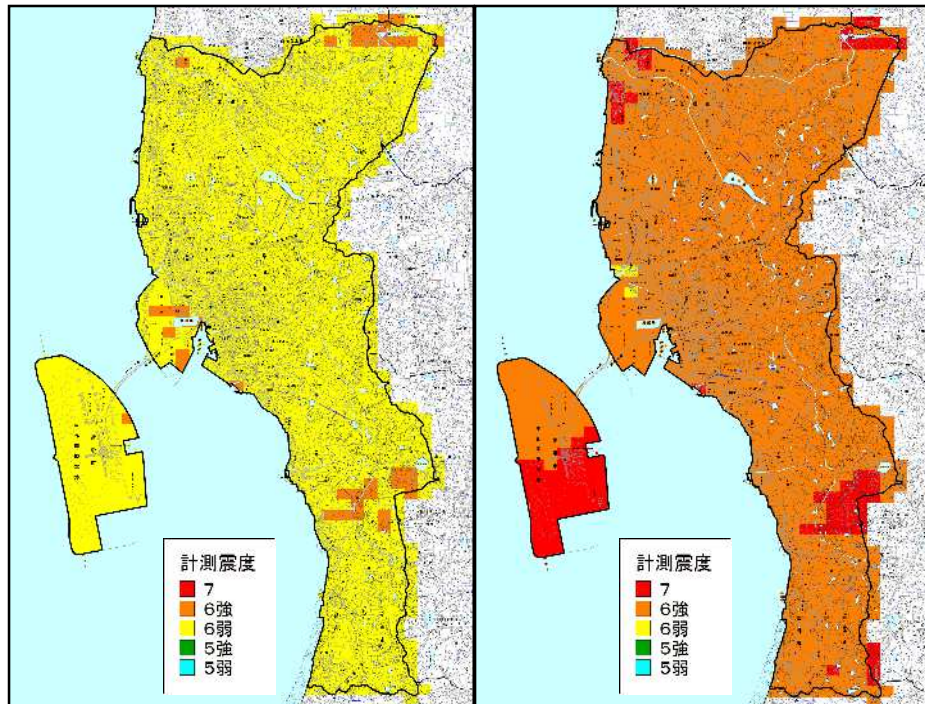
地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6 強	7
最大津波高	4.4m	5.5m
最短津波到達時間（津波高 30 cm の到達時間）	58 分	54 分
浸水面積（浸水深 1 cm 以上）	360ha	588ha

ア 強い揺れ、液状化に伴う被害

（ア）過去地震最大モデルでは、市内の広い範囲で震度 6 弱以上の強い揺れが想定され、一部の地域で震度 6 強の非常に強い揺れが想定される。また、沿岸地域の一部に、液状化危険度が高い地域が存在している。揺れ及び液状化による建物被害は 400 棟以上に及び、建物倒壊等による人的被害（死者）は約 20 名である。

（イ）理論上最大想定モデルでは、市内のほぼ全域で震度 6 強以上の強い揺れが想定され、一部地域では震度 7 の非常に強い揺れが想定される。また、沿岸地域の一部に、液状化危険度が高い地域が存在している。揺れや液状化による建物被害は 4,300 棟以上に及び、人的被害（死者）は約 300 名である。

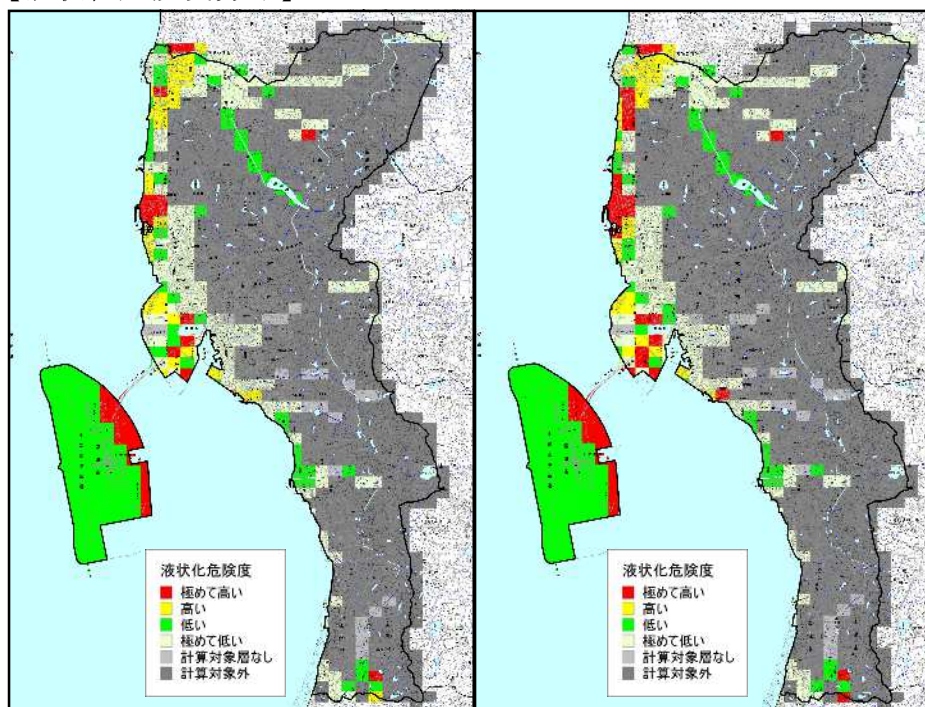
【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」

【液状化危険度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」

イ 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

(ア) 過去地震最大モデルでは、最短で約 58 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。最大津波高は 4.4m と予想されており、浸水面積は 360ha に及ぶ。浸水・津波による建物被害は約 200 棟で、人的

被害（死者）は約 80 名である。

(イ) 理論上最大想定モデルでは、最短で約 54 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。最大津波高は 5.5m と予想されており、浸水面積は 588ha に及ぶ。浸水・津波による建物被害は約 70 棟で、人的被害（死者）は約 200 名である。

【津波高が 30cm に達する時間】



「理論上最大想定モデル」

【津波の浸水想定】



「理論上最大想定モデル」

ウ 長周期地震動

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。長周期地震動は、揺れが 1 往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ 60m 超）や石油タンク等に被害を発生させるほか、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

(3) 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

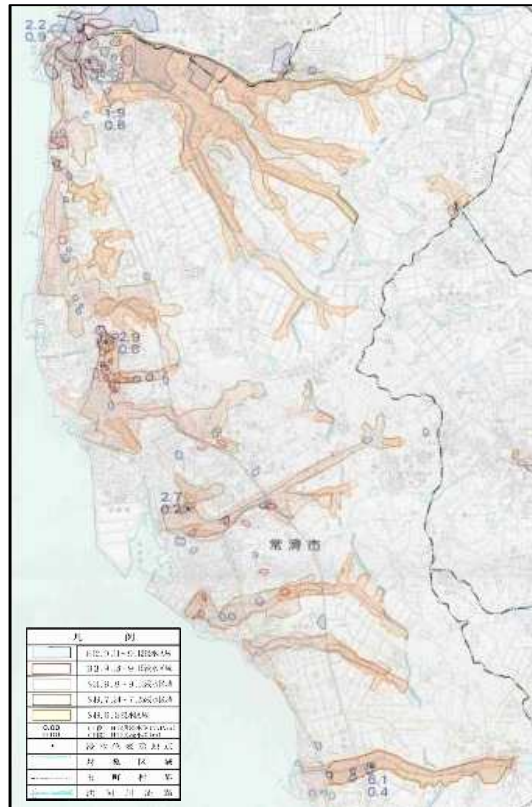
ア 洪水・内水

市内には、洪水浸水想定区域（水防法第 14 条）及び雨水出水浸水想定区域（水防法第 14 条の 3）は存在しない。しかし、過去には 1974 年 7 月の集中豪雨、1976 年 9 月の台風 17 号による集中豪雨及び 2000 年 9 月の集中豪雨による浸水被害が発生している。

【市内に被害をもたらした過去の台風及び集中豪雨】

発生日	災害種別（名称）	市内の被害状況
1953 年 9 月 25 日	台風（台風 13 号）	・ 重傷 2 名、軽傷 80 名 ・ 全壊 76 戸、流失 62 戸、半壊 319 戸 ・ 床上浸水 1,734 戸、床下浸水 3,291 戸 ・ 災害救助法適用
1959 年 9 月 26 日	台風（伊勢湾台風）	・ 死者…12 名・重傷者…21 名・軽傷者…327 名 ・ 家屋流出 48 戸、全壊 210 戸、半壊 737 戸 ・ 床上浸水 1,527 戸、床下浸水 2,410 戸 ・ 応急仮設住宅 82 戸建設
1961 年 6 月 26 日	集中豪雨（昭和 36 年梅雨前線豪雨）	・ 全壊 8 戸、半壊 46 戸 ・ 床上浸水 388 戸、床下浸水 2,118 戸
1974 年 7 月 25 日	集中豪雨	・ 総雨量 316.0 mm ・ 1 時間最大雨量 101.0 mm ・ 全壊 2 戸、半壊 15 戸、一部損壊 19 戸 ・ 床上浸水 11,109 戸、床下浸水 2,913 戸 ・ 被害総額 5 億 2,400 万円 ・ 災害救助法適用
1976 年 9 月 12 日	台風（台風 17 号）	・ 総雨量 303.5 mm ・ 1 時間最大雨量 59.0 mm ・ 死者 1 名・全壊 3 戸、半壊 3 戸、一部損壊 5 戸 ・ 床上浸水 716 戸、床下浸水 1,593 戸 ・ 被害総額 20 億 4,300 万円
2000 年 9 月 11 日 ～12 日	集中豪雨（通称「東海豪雨」）	・ 総雨量 483.5 mm ・ 1 時間最大雨量 54.0 mm ・ 一部損壊 4 戸、床上浸水 84 戸、床下浸水 237 戸 ・ 被害総額 1 億 6,900 万円

【常滑市浸水実績図】

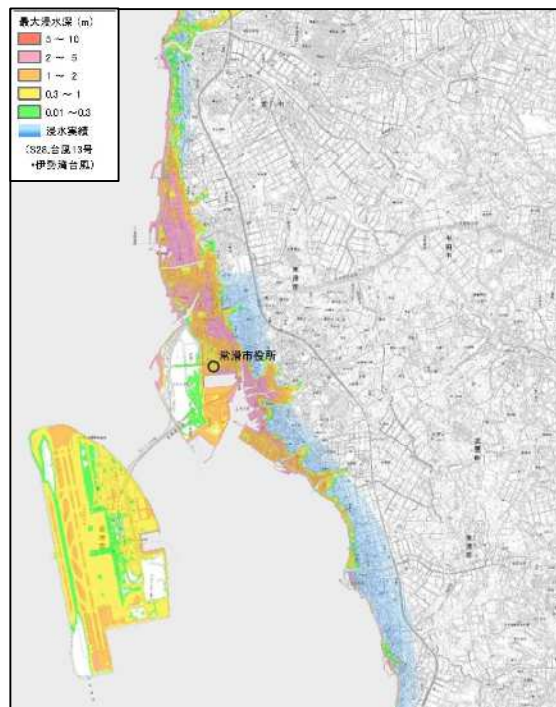


* 愛知県建設部発行（2001年5月）

イ 高潮

市内には、高潮浸水想定区域（水防法第14条の3）は存在しない。しかし、県が県民へ高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、2014年11月に作成した高潮浸水想定によれば、常滑港における最大高潮水位は、4.8mに達すると想定される。

【高潮浸水想定】

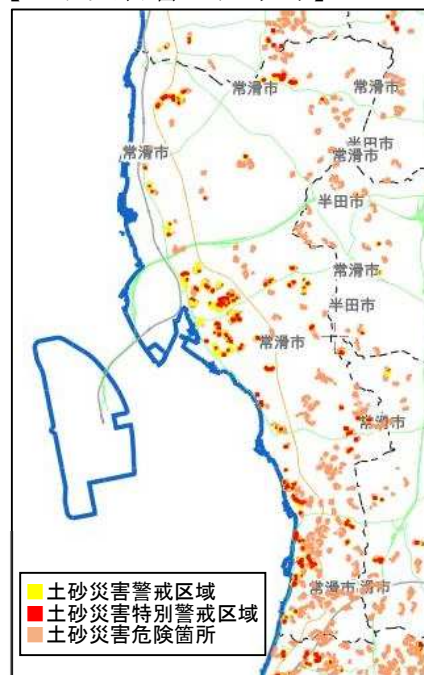


- * 想定台風の規模：室戸台風級（日本に上陸した既往最大規模）
- * 想定台風の経路：愛知県沿岸に対し最も高潮の影響がある経路

ウ 土砂災害

典型的な土砂災害として、土石流、地滑り及びがけ崩れがある。市内には、県の土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果、がけ崩れの危険性がある急傾斜地崩壊危険箇所の中から210箇所が「土砂災害警戒区域」として、特に大きな被害が生じるおそれがある184箇所が「土砂災害特別警戒区域」として指定されている。市内に、土石流危険渓流及び地滑り危険箇所はない。

【土砂災害警戒区域等】



- * 愛知県土砂災害情報マップより抜粋

第3章 常滑市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画で示された目標やリスクシナリオを参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
	7-5	農地・森林等の土地の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野を参考に 10 の個別施策分野及び 3 つの横断的分野を設定した。

個別施策分野：①行政機能／警察・消防等／防災教育等 ②住宅・都市
③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤情報通信
⑥産業・経済 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨地域保全
⑩環境

横断的分野：⑪リスクコミュニケーション ⑫産学官民・広域連携
⑬老朽化対策

3 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。

リスクシナリオごとの評価結果は、別紙 1 のとおりである。

第4章 強靱化施策の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

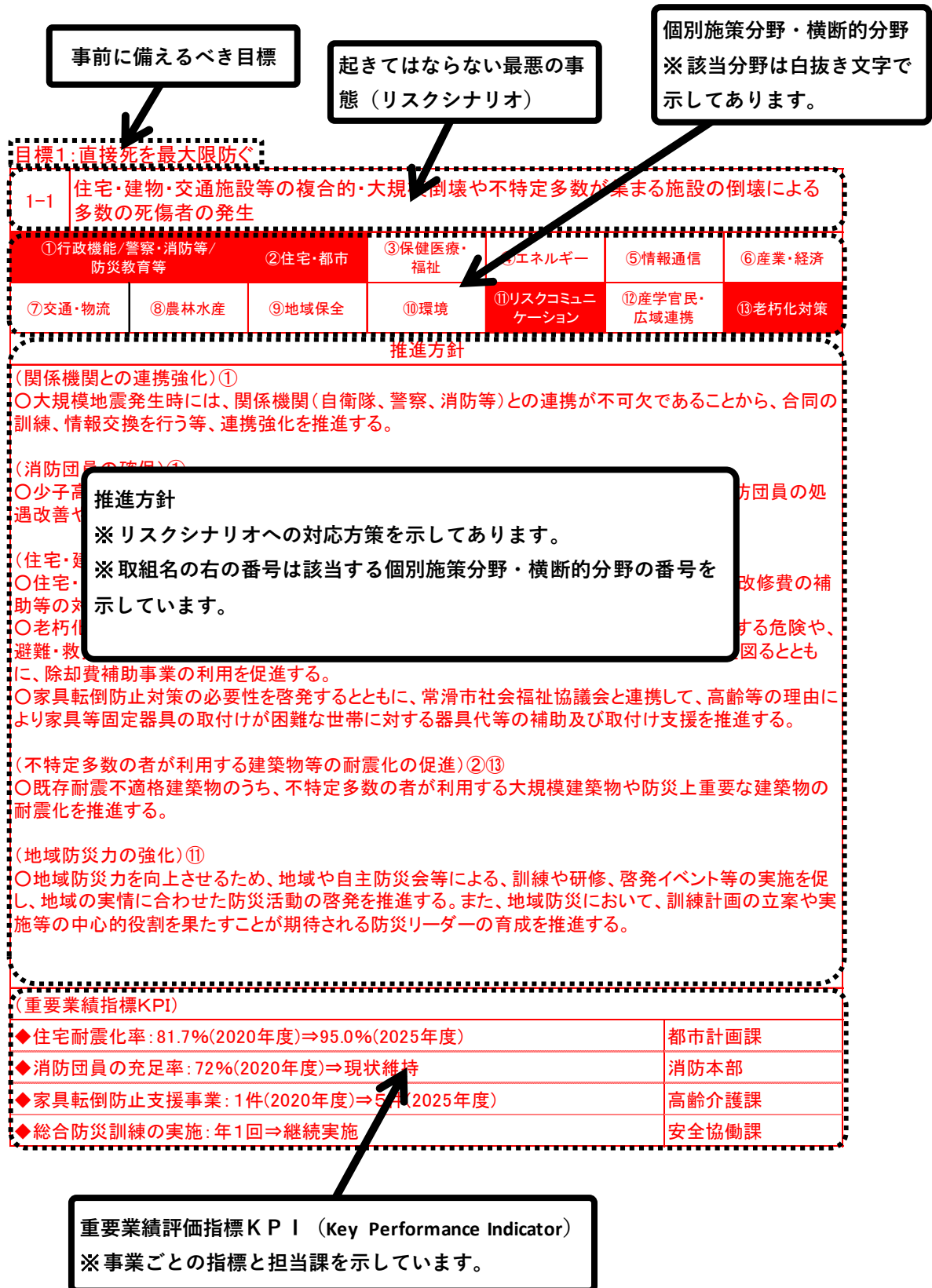
基本目標を達成するために必要な事項を明確にするため、実施されるべき強靱化施策の推進方針を示す。

強靱化を進める上での留意事項は次のとおりである。

- 国、県、近隣市町、民間事業者等との連携
- 少子高齢化に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化への対応
- ソフト対策とハード対策の効果的な組み合わせ及び総合的な取組
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮した施策の実施

また、リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を選定した。

「リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針」の見方



目標1: 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫産学官民・広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(関係機関との連携強化)① ○大規模地震発生時には、関係機関(自衛隊、警察、消防等)との連携が不可欠であることから、合同の訓練、情報交換を行う等、連携強化を推進する。 (消防団員の確保)① ○少子高齢化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や活動の見直し等、団員確保のために魅力ある消防団づくりを推進する。 (住宅・建築物等の耐震化)② ○住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、無料耐震診断、耐震改修費の補助、大規模盛土造成地の安全性調査等の対策を推進する。 ○老朽化等による危険なブロック塀は、地震時に倒壊する可能性があり、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、除却費補助事業の利用を促進する。 ○家具転倒防止対策の必要性を啓発するとともに、常滑市社会福祉協議会と連携して、高齢等の理由により家具等固定器具の取付けが困難な世帯に対する器具代等の補助及び取付け支援を推進する。 (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)②⑬ ○既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する。 (地域防災力の強化)⑪ ○地域防災力を向上させるため、地域や自主防災会等による、訓練や研修、啓発イベント等の実施を促し、地域の実情に合わせた防災活動の啓発を推進する。また、地域防災において、訓練計画の立案や実施等の中心的役割を果たすことが期待される防災リーダーの育成を推進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆住宅耐震化率: 81.7%(2020年度)⇒95.0%(2025年度)					都市計画課	
◆消防団員の充足率: 68%(2022年度)⇒68%(2023年度)					消防本部	
◆家具転倒防止支援事業: 継続実施					高齢介護課	
◆総合防災訓練の実施: 年1回⇒継続実施					防災危機管理課	

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(火災に強いまちづくりの推進)②⑬ ○災害時の避難・延焼遮断空間となる都市公園の適切な維持管理に努める。 ○密集市街地において、災害時の避難・延焼遮断空間を確保するための公共施設整備を推進し、都市の防災機能向上を図る。 (情報伝達手段の多重化・多様化の推進)⑤ ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多重化・多様化を図る。						
(重要業績指標KPI)						
◆都市公園の供用面積:58.32ha(2019年度)⇒現状維持					都市計画課	
◆情報を一斉送信できる媒体数:10(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	

1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(水門等の操作体制の確保)① ○夜間や休日などの閉庁時間に津波が発生した場合の水門・樋門等の開閉について、市職員・消防団が協力して、確実に操作できる体制を整える。 (水防施設の維持管理)②⑬ ○津波等による浸水を防ぐため、堤防・護岸の老朽化対策、耐震化等を推進する。 ○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう老朽化対策、耐震補強等を推進する。また、雨水ポンプ場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。 (情報伝達手段の多重化・多様化の推進)⑤ ○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化・多様化を図る。 (津波防災地域づくり)⑪ ○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、災害履歴調査の実施、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の活用など、関係機関が連携した津波防災地域づくりを進める。 ○地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆浸水・津波ハザードマップの更新:2022年度⇒2027年度更新					防災危機管理課	

1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(浸水対策の推進)①⑬ ○河川・海岸堤防と水門等の耐震化や老朽化対策、雨水ポンプ場の耐震化や機能強化を進める。 ○河川改修や浚渫、樹木の伐採等の維持補修を行い、流下能力の確保を図る。 (情報伝達手段の多重化・多様化の推進)⑤ ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多重化・多様化を図る。 (ため池の貯水機能の活用)⑨ ○降雨による浸水被害の低減を図るため、利水機能を第一としつつ、ため池の有効活用により、集中豪雨に備えた貯留能力を確保するよう努める。 (洪水ハザードマップの周知・啓発)⑪ ○市内に洪水浸水想定区域の指定が行われ最新の浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知、啓発を図る。 (雨水出水浸水想定区域の指定)⑪ ○水防法が改正され雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大されたことに伴い、周辺に住宅等が存する公共下水道の排水施設を有する区域について、浸水想定区域図を作成し、指定する。						
(重要業績指標KPI)						
◆雨水ポンプ場の整備：複戸雨水ポンプ場耐震化・更新化事業(2021年度～2026年度)					下水道課	
◆情報を一斉送信できる媒体数：10(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	

1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(土砂災害対策の推進)① ○土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として県営急傾斜地崩壊対策事業等の、土砂災害防止施設整備を要望していくとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定された危険個所の周知と警戒避難体制の確立を進める。 (情報伝達手段の多重化・多様化)⑤ ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多重化・多様化を図る。 (土砂災害ハザードマップの周知・啓発)⑪ ○土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域、土砂災害危険個所、避難経路等について住民への周知啓発を推進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆土砂災害ハザードマップの更新：2022年度⇒2027年度更新					防災危機管理課	
◆情報を一斉送信できる媒体数：10(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	

目標2:救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(食料・燃料等の備蓄)① ○南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、計画的に備蓄品の整備を行う。また、妊婦、乳幼児、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等要配慮者に対する備蓄を推進する。 (道路整備及び道路施設の維持管理)⑦ ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁等の道路施設について、地震等が生じても緊急車両等の通行空間を確保できるよう、適切な維持管理及び老朽化対策、落橋防止等の耐震対策を推進する。 (水道施設の老朽化対策の推進)⑬ ○水道施設等は老朽化対策と耐震化を着実に推進するとともに、計画的な応急給水を推進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆非常用食料備蓄充足率:100%(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	
◆非常用飲料備蓄充足率:100%(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	

2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(関係機関との連携)① ○災害時には、関係機関(県、自衛隊、警察、消防等)との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る。 (消防力の強化)① ○大規模、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両や資機材、消防水利等の計画的な更新整備を推進する。 (消防団員の確保)① ○少子高齢化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や活動の見直し等、団員確保のために魅力ある消防団づくりを推進する。 (地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)① ○地域における活動拠点となる消防庁舎の耐災害性を強化する。 (企業等民間団体との協力)⑥ ○企業等民間団体が保有する資機材を始め、人材や技能(医療系資格や特殊車両の運転免許等)の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、平時から防災訓練等を通じて、自助及び共助による各団体の防災力強化を促進する。 (狭あい道路の解消)⑦ ○狭あい道路は、消火活動や救急活動、避難の妨げになる可能性があるため、緊急車両が通行不能な狭あい道路の解消を図る。						

2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(情報伝達手段の多重化・多様化)⑤ ○情報通信手段の多重化・多様化を図り、帰宅困難者が情報を得られる環境の整備を推進する。 ○外国人旅行者に対しても、安全確保に向けた災害情報を提供する。 (帰宅支援マップの周知・啓発)⑪ ○帰宅支援マップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報の周知啓発を推進する。 (帰宅困難者対策の推進)⑪ ○帰宅困難者対策は、行政、企業、学校、保育園など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害発生時における従業員、生徒、児童、園児などの保護や対応方法について啓発を推進する。 ○発災後の空港機能の早期復旧や空港滞在者の安全を確保する。 (交通インフラ早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)⑦⑫ ○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆情報を一斉送信できる媒体数: 10(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(災害拠点病院の防災力強化)③ ○災害連携病院である常滑市民病院は、地域医療の核となり、災害時には多くの傷病者受入が予想される。トリアージ訓練、外部機関との連携訓練等、有事に迅速な対応ができる体制づくりを進める等、防災力強化を推進する。 (医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携)③ ○初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況、診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく。 (地域の専門職の活動・体制の整備)③ ○市の医療救護体制の強化のため、組織体制を構築し、災害時に迅速に活動できる体制づくりを促進する。 (災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)⑦ ○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資の物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を推進するとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進により、医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。						

2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(衛生物資の備蓄)① ○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレや便収納袋等の衛生管理に資する備蓄を進める。 (下水道BCPの充実)② ○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する。 (災害時保健活動マニュアルの改訂)③ ○災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「常滑市災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく。						
(重要業績指標KPI)						
◆仮設トイレの整備率: 100%(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	
◆携帯トイレ整備率: 27%(2022年度)⇒100%(2027年度)					防災危機管理課	

2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫産学官民・広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(避難所の運営体制等の整備)① ○緊急時に地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する。 ○自主防災会や町内会等との避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう意識啓発や体制整備を促進する。 (地域特性等に応じた避難所用備蓄品及び救助用資機材の整備)⑩ ○乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせて各自主防災組織が整備する災害対応備蓄品や資機材について、自主防災組織交付金を交付してその購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を促進する。						

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫産学官民・広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(治安確保のための体制確保)⑪ ○発災後に住宅侵入盗などが多発する事態を抑制するため、平常時より自主防犯団体への支援を行う。また、警察や防犯ボランティア団体等と連携して地域の防犯力の強化を図る。						
(重要業績指標KPI)						
◆自主防犯団体への支援: 3団体(2020年度)⇒3団体(2025年度)					市民協働課	

3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫産学官民・広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(業務継続計画の見直し)① ○業務の継続と早期復旧を図るために「常滑市業務継続計画」を定期的に見直し、計画の職員周知を推進する。 (災害対策本部の機能確保)① ○災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び応援部隊並びに支援物資の集積拠点について、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整備し、災害時の指揮命令系統の機能強化を推進する。オペレーション室等の被災直後の混乱時にも、指揮命令が明確で実効性が高い組織、体制づくりを促進する。 (災害時の広域連携の推進)⑫ ○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を始めとする応援部隊等の受入拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、広域連携を考慮した災害時の受援体制を推進する。 (公共施設の機能確保・老朽化対策等)⑬ ○活動拠点や避難所として公共施設が求められる機能を考慮し、自衛的な燃料備蓄等設備の整備、機能面の充実を推進する。電力途絶時にも機能を保持するために、再生可能エネルギーや蓄電池、省エネ機器(照明・空調等)の導入を推進する。また、安全性向上のため、施設の長寿命化や統廃合を含めた老朽化対策を推進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆業務継続計画の見直し:年1回(継続)					防災危機管理課	
◆職員参集訓練の実施:年1回(継続)					防災危機管理課	

目標4:必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止						
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(情報通信機能の複線化・強化)⑤ ○電力の供給停止等によって情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を住民へ伝達できるよう、情報通信機能を複線化するとともに、システムや通信手段の強化を推進する。						

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(防災行政無線設備の強化)① ○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達をするため、現在同報系防災行政無線について、既存の設備を活用しつつ、より確実な情報伝達ができるように、設備の拡充や、防災ラジオの活用等様々な手法を検討した強化を推進する。 (情報伝達手段の多重化・多様化)⑤ ○コミュニケーションボード、手話、音声案内等の活用により、避難勧告や避難指示、避難所の開設状況等の災害に係る重要な情報について、提供方法の多様化を推進する。 ○旅行者など短期滞在者に対する情報提供や在住外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備を推進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆情報を一斉送信できる媒体数: 10(2020年度)⇒現状維持					防災危機管理課	

目標5: 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(企業BCP策定の促進)⑥ ○企業の事業継続や早期普及を実現するため、企業BCP策定に関する情報提供や、周知啓発を推進する。 (企業防災力の強化)⑥ ○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について啓発する。						

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(災害時エネルギー供給の優先順位の整理)④ ○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用電源や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要施設と優先啓開経路を検討していく。 (燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)⑦ ○電気、ガス、通信、交通等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る。						

5-3	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)⑦⑬ ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する。地震等が生じても緊急車両等の通行空間を確保できるよう、落橋防止等の耐震対策、老朽化対策を推進する。 (道路啓開体制の整備)⑦ ○途絶した地域交通ネットワークの普及に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する。緊急輸送路のほか市内の防災拠点施設へのアクセス道路も確保する。 (中部国際空港の機能強化)⑫ ○中部国際空港株式会社、県等の関係機関と連携し、第二滑走路の整備を始めとした機能強化を促進する。						

5-4	食料等の安定供給の停滞					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(物流ネットワークの整備)⑦⑬ ○物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、港湾等の老朽化対策、耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する。 (農林水産業に係る生産基盤等の災害防災力の強化)⑧ ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。						

目標6: ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)④ ○電気、ガス等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る。						

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(水道施設等の耐震化等の推進)① ○応急給水施設等の重要施設に関する管路の耐震化を推進する。配水施設の計画的な維持・更新を行う。 ○配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要なエネルギーの確保について検討する。 (応急給水体制の強化)① ○応急給水栓の設置を推進するとともに、給水車等による応急給水体制を強化する。 ○管路の漏水箇所の応急復旧体制を強化する。 (上水道等災害応援体制の強化)①⑫ ○県、近隣市町、県水(愛知県企業庁)、日本水道協会、県水道南部ブロック協議会、常滑市水道組合、常滑市指定給水装置工事事業者等の関係者との連絡体制を構築し広域連携を図るとともに、相互応援の協力体制を強化する。						
(重要業績指標KPI)						
◆配水本管の耐震管率:45.4%(2019年度)⇒56.3%(2030年度)					水道課	

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(下水道等処理施設の耐震化)①⑬ ○下水道の処理場施設及び管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた維持管理、改築・更新を進める。 (下水道BCPの策定)① ○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する。 (浄化槽の整備)⑩ ○下水道区域外での浄化槽の整備を促進するため、浄化槽を設置する者に対し補助金による経済支援を実施する等、積極的に普及啓発に取り組む。						

6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(道路整備及び道路施設の維持管理)⑦⑬ ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じても緊急車両等の通行空間を確保できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、落橋防止等の耐震対策を推進する。						

目標7: 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(火災に強いまちづくりの推進)②⑬ ○災害時の避難・延焼遮断空間となる都市公園の適切な維持管理に努める。 ○密集市街地において、災害時の避難・延焼遮断空間を確保するための公共施設整備を推進し、都市の防災機能向上を図る。 (住宅・建築物等の耐震化)② ○住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、大規模盛土造成地の安全性調査等の対策を推進する。 ○老朽化等による危険なブロック塀は、地震時に倒壊する可能性があり、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、除却費補助事業の利用を促進する。 (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)②⑬ ○既存不適格建築物のうち、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する。 (消防団員の確保)① ○少子高齢化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や活動の見直し等、団員確保のために魅力ある消防団づくりを推進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆住宅耐震化率: 81.7%(2020年度)⇒95.0%(2025年度)					都市計画課	
◆都市公園の供用面積: 58.32ha(2018年度)⇒現状維持					都市計画課	
◆消防団員の充足率: 68%(2022年度)⇒68%(2023年度)					消防本部	

7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)② ○沿道の住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断、耐震改修費の補助等の対策を推進する。 (道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)⑦ ○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除却を進める。 (狭あい道路の解消)⑦ ○狭あい道路は、消火活動や救急活動、避難の妨げになる可能性があるため、緊急車両が通行不能な狭あい道路の解消を推進する。 (危険な空家の除却等への支援)② ○空家対策として、補助制度等により危険な空家の除却を促進する。						
(重要業績指標KPI)						
◆住宅耐震化率:81.7%(2020年度)⇒95.0%(2025年度)					都市計画課	

7-3	排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(農業用排水機場等の防災対策の推進)① ○農業用排水機場及びその他の施設・設備の維持・更新を計画的に進める。 (ため池の防災対策の推進)⑨ ○ため池について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成など総合的な対策を実施する。 (耐震性の有無について未調査のため池は耐震性無しと判断する)						
(重要業績指標KPI)						
◆農業用排水機場の整備:耐震化完了(2021年度)					下水道課	
◆ため池の耐震化率:44.1%(2022年度)⇒100%(2030年度)					土木課	

7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)⑨ ○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に 対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。 (石綿飛散防止対策)② ○平常時の吹付石綿飛散防止対策を推進する。						

7-5	農地・森林等の土地の荒廃					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)⑧⑨ ○地域の自主性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自主的な防 災・復旧活動の体制整備を推進する。						

目標8: 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(災害廃棄物処理)⑩ ○災害廃棄物処理基本計画を策定し、その計画に基づき、迅速かつ適切に行動するため、詳細な計画 の整備と訓練に取り組む。また、廃棄物処理の実効性を高める視点でも、最終処分場の確保を図る。 ○その他の一部事務組合で行う廃棄物処理施設等についても、引き続き、相互支援の協定を締結し、広 域的な処理に備える。						
(重要業績指標KPI)						
◆災害廃棄物処理計画の策定: 策定済(2017年度)					生活環境課	

8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(復旧・復興を担う人材等の育成等)⑪ ○災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を進める。 ○愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する。						

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
推進方針						
(地区公会堂等の耐震化等の促進)⑨ ○耐震改修等が必要な地区公会堂等の耐震化等の促進を図る。 (文化財消火訓練の実施)⑨ ○文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、各関係機関で連携して防火訓練を実施し、地域における防災体制の確立を図る。						
(重要業績指標KPI)						
◆地区公会堂等補助金(耐震診断)交付件数:1件(2020年度)⇒現状維持					市民協働課	
◆文化財防火訓練の実施:1件(2022年度)⇒継続実施					生涯学習スポーツ課	

2 強靱化推進方針の重点化

本市が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して強靱化推進方針の重点化を行った。本市の基本方針は「人命の保護を最優先する」こととし、重点化した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次のとおりとする。

近年の気候変動等により深刻化する風水害や、大規模な土砂災害等が、全国各地で多発している。また、県が公表している「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（2014年5月公表）」では、市全域で甚大な被害が想定される結果となっている。これらの自然災害からは「命を守る」ことが最も重要である。

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置付けられる個別具体的施策の詳細は、付属資料「常滑市地域強靱化計画に位置付けられる個別具体的施策の事業の詳細」（「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」関係分）に明記することとし、この付属資料は必要に応じて更新を行い、着実に推進するものとする。

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

地域の強靱化を進めるためには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要であり、施策の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不断に見直し、必要に応じて新しい施策を追加していくことが肝要である。本計画の推進にあたっては、全庁的な推進体制の下、民間事業者、NPO、国、県等の関係者による取組み、さらには近隣市町を始めとする他自治体との連携・協力・調整により取組みを進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

2 計画の進捗管理及び見直し

本計画については、重要業績指標等を活用して進捗管理を実施し、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととする。また、国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画の指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標1: 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫産学官民・広域連携	⑬老朽化対策
(関係機関との連携強化)① ○大規模地震発生時には、関係機関(自衛隊、警察、消防等)との連携が不可欠であることから、合同の訓練、情報交換を行う等、連携強化を推進する必要がある。 (消防団員の確保)① ○少子高齢化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や活動の見直し等、団員確保のために魅力ある消防団づくりを推進する必要がある。 (住宅・建築物等の耐震化)② ○住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、無料耐震診断、耐震改修費の補助、大規模盛土造成地の安全性調査等の対策を推進する必要がある。 ○老朽化等による危険なブロック塀は、地震時に倒壊する可能性があり、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、除却費補助事業の利用を促進する必要がある。 ○家具転倒防止対策の必要性を啓発するとともに、高齢等の理由により家具等固定器具の取付けが困難な世帯に対する器具代等の補助及び取付け支援を推進する必要がある。 (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)②⑬ ○既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する必要がある。 (地域防災力の強化)⑪ ○地域防災力を向上させるため、地域や自主防災会等による、訓練や研修、啓発イベント等の実施を促し、地域の実情に合わせた防災活動の啓発を推進する必要がある。また、地域防災において、訓練計画の立案や実施等の中心的役割を果たすことが期待される防災リーダーの育成を推進する必要がある。						

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(火災に強いまちづくりの推進)②⑬ ○災害時の避難・延焼遮断空間となる都市公園の適切な維持管理に努める必要がある。 ○密集市街地において、災害時の避難・延焼遮断空間を確保するための公共施設整備を推進し、都市の防災機能向上を図る必要がある。 (情報伝達手段の多重化・多様化の推進)⑤ ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多重化・多様化を図る必要がある。						

1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(水門等の操作体制の確保)① ○夜間や休日などの閉庁時間に津波が発生した場合の水門・樋門等の開閉について、市職員・消防団が協力して、確実に操作できる体制を整える必要がある。 (水防施設の維持管理)②⑬ ○津波等による浸水を防ぐため、堤防・護岸の老朽化対策、耐震化等を推進する必要がある。 ○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう老朽化対策、耐震補強等を推進する必要がある。また、雨水ポンプ場等については、地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する必要がある。 (情報伝達手段の多重化・多様化の推進)⑤ ○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するために、情報通信手段の多重化・多様化を図る必要がある。 (津波防災地域づくり)⑪ ○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、災害履歴調査の実施、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の活用など、関係機関が連携した津波防災地域づくりを進める必要がある。 ○地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。						

1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老化対策
(浸水対策の推進)①⑬ ○河川・海岸堤防と水門等の耐震化や老朽化対策、雨水ポンプ場の耐震化や機能強化を進める必要がある。 ○河川改修や浚渫、樹木の伐採等の維持補修を行い、流下能力の確保を図る必要がある。 (情報伝達手段の多重化・多様化の推進)⑤ ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多重化・多様化を図る必要がある。 (ため池の貯水機能の活用)⑨ ○降雨による浸水被害の低減を図るため、ため池の有効活用により、集中豪雨に備えた貯留能力を確保する必要がある。 (洪水ハザードマップの周知・啓発)⑪ ○市内に洪水浸水想定区域の指定が行われ最新の浸水想定区域図が公表された場合、早期に洪水ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を図る必要がある。 (雨水出水浸水想定区域の指定)⑪ ○水防法が改正され雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大されたことに伴い、周辺に住宅等が存する公共下水道の排水施設を有する区域について、浸水想定区域図を作成指定し、住民への周知・啓発を図る必要がある。						

1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老化対策
(土砂災害対策の推進)① ○土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として県営急傾斜地崩壊対策事業等の、土砂災害防止施設整備を要望していくとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定された危険個所の周知と警戒避難体制の確立を進める必要がある。 (情報伝達手段の多重化・多様化)⑤ ○逃げ遅れの発生等を防ぐため、情報通信手段の多重化・多様化を図る必要がある。 (土砂災害ハザードマップの周知・啓発)⑪ ○土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域、土砂災害危険個所、避難経路等について住民への周知啓発を推進する必要がある。						

目標2:救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(食料・燃料等の備蓄)① ○南海トラフ地震被害予測調査結果に基づき、計画的に備蓄品の整備を行う必要がある。また、妊婦、乳幼児、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等要配慮者に対する備蓄を推進する必要がある。 (道路整備及び道路施設の維持管理)⑦ ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、橋梁等の道路施設について、地震等が生じても緊急車両等の通行空間を確保できるよう、適切な維持管理及び老朽化対策、落橋防止等の耐震対策を推進する必要がある。 (水道施設の老朽化対策の推進)⑬ ○水道施設等は老朽化対策と耐震化を着実に推進するとともに、計画的な応急給水を推進する必要がある。						

2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(関係機関との連携)① ○災害時には、関係機関(県、自衛隊、警察、消防等)との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関との合同訓練及び情報交換を行い、連携強化を図る必要がある。 (消防力の強化)① ○大規模、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両や資機材、消防水利等の計画的な更新整備を推進する必要がある。 (消防団員の確保)① ○少子高齢化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や活動の見直し等、団員確保のために魅力ある消防団づくりを推進する必要がある。 (地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)① ○地域における活動拠点となる消防庁舎の耐災害性を強化する必要がある。 (企業等民間団体との協力)⑥ ○企業等民間団体が保有する資機材を始め、人材や技能(医療系資格や特殊車両の運転免許等)の連携によって、人命の救出活動や救護活動が展開できるよう、平時から防災訓練等を通じて、自助及び共助による各団体の防災力強化を促進する必要がある。 (狭あい道路の解消)⑦ ○狭あい道路は、消火活動や救急活動、避難の妨げになる可能性があるため、緊急車両が通行不能な狭あい道路の解消を図る必要がある。						

2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(情報伝達手段の多重化・多様化)⑤ ○情報通信手段の多重化・多様化を図り、帰宅困難者が情報を得られる環境の整備を推進する必要がある。 ○外国人旅行者に対しても、安全確保に向けた災害情報を提供する必要がある。 (帰宅支援マップの周知・啓発)⑪ ○帰宅支援マップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報の周知啓発を推進する必要がある。 (帰宅困難者対策の推進)⑪ ○帰宅困難者対策は、行政、企業、学校、保育園など多岐にわたる分野に課題が及ぶため、平時から大規模災害発生時における従業員、生徒、児童、園児などの保護や対応方法について啓発を推進する必要がある。 ○発災後の空港機能の早期復旧や空港滞在者の安全を確保する必要がある。 (交通インフラ早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)⑦⑫ ○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。						

2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(災害拠点病院の防災力強化)③ ○災害連携病院である常滑市民病院は、地域医療の核となり、災害時には多くの傷病者受入が予想されることから、トリアージ訓練、外部機関との連携訓練等、有事に迅速な対応ができる体制づくりを進める等、防災力強化を推進する必要がある。 (医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携)③ ○初動時の医療体制確保のため、平時から三師会との連携強化と、発災時の医療機関等の被災状況、診療状況の把握のため、情報交換手段について検討しておく必要がある。 (地域の専門職の活動・体制の整備)③ ○市の医療救護体制の強化のため、組織体制を構築し、災害時に迅速に活動できる体制づくりを促進する必要がある。 (災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)⑦ ○救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資の物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、災害対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を推進するとともに、津波、高潮、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進により、医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。						

2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(衛生物資の備蓄)① ○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレや便収納袋等の衛生管理に資する備蓄を進める必要がある。 (下水道BCPの充実)② ○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する必要がある。 (災害時保健活動マニュアルの改訂)③ ○災害時の保健活動を迅速・的確に行うために作成している「常滑市災害時保健活動マニュアル」について、国、県の改訂に倣い、適時で改訂を行う必要がある。また、マニュアルに基づいた訓練を実施していく必要がある。						

2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(避難所の運営体制等の整備)① ○緊急時に地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう避難所運営マニュアルの活用・周知を推進する必要がある。 ○自主防災会や町内会等との避難所運営に関する訓練を通し、地域が主体的に避難所の運営管理ができるよう意識啓発や体制整備を促進する必要がある。 (地域特性等に応じた避難所用備蓄品及び救助用資機材の整備)⑩ ○乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせて各自主防災組織が整備する災害対応用備蓄品や資機材について、自主防災組織交付金を交付してその購入支援を行うことで地域における備蓄品や資機材の確保を促進する必要がある。						

目標3: 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(治安確保のための体制確保)⑪ ○発災後に住宅侵入盗などが多発する事態を抑制するため、平常時より自主防犯団体への支援を行う必要がある。また、警察や防犯ボランティア団体等と連携して地域の防犯力の強化を図る必要がある。						

3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(業務継続計画の見直し)① ○業務の継続と早期復旧を図るために「常滑市業務継続計画」を定期的に見直し、計画の職員周知を推進する必要がある。 (災害対策本部の機能確保)① ○災害発生時に対策の中心として機能する災害対策本部及び応援部隊並びに支援物資の集積拠点について、国、県から円滑な支援を受けられる体制を整備し、災害時の指揮命令系統の機能強化を推進する必要がある。オペレーション室等の被災直後の混乱時にも、指揮命令が明確で実効性が高い組織、体制づくりを推進する必要がある。 (災害時の広域連携の推進)⑫ ○災害発生時に広域的な応援を受けることができるように、自衛隊・警察・消防・TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を始めとする応援部隊等の受入拠点、緊急輸送ルートの確保などをまとめ、広域連携を考慮した災害時の受援体制を推進する必要がある。 (公共施設の機能確保・老朽化対策等)⑬ ○活動拠点や避難所として公共施設が求められる機能を考慮し、自衛的な燃料備蓄等設備の整備、機能面の充実を推進する必要がある。電力途絶時にも機能を保持するために、再生可能エネルギーや蓄電池、省エネ機器(照明・空調等)の導入を推進する必要がある。また、安全性向上のため、施設の長寿命化や統廃合を含めた老朽化対策を推進する必要がある。						

目標4: 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(情報通信機能の複線化・強化)⑤ ○電力の供給停止等によって情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、災害情報を住民へ伝達できるよう、情報通信機能を複線化するとともに、システムや通信手段の強化を推進する必要がある。						

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(防災行政無線設備の強化)① ○災害時に住民へ確実かつ円滑に情報伝達をするため、現在同報系防災行政無線について、既存の設備を活用しつつ、より確実な情報伝達ができるように、設備の拡充や、防災ラジオの活用等様々な手法を検討した強化を推進する必要がある。 (情報伝達手段の多重化・多様化)⑤ ○コミュニケーションボード、手話、音声案内等の活用により、避難勧告や避難指示、避難所の開設状況等の災害に係る重要な情報について、提供方法の多様化を推進する必要がある。 ○旅行者など短期滞在者に対する情報提供や在住外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備を推進する必要がある。						

目標5: 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(企業BCP策定の促進)⑥ ○企業の事業継続や早期普及を実現するため、企業BCP策定に関する情報提供や、周知啓発を推進する必要がある。 (企業防災力の強化)⑥ ○企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等について啓発する必要がある。						

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(災害時エネルギー供給の優先順位の整理)④ ○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用電源や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要施設と優先啓開経路を検討していく必要がある。 (燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)⑦ ○電気、ガス、通信、交通等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る必要がある。						

5-3	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)⑦⑬ ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に推進する必要がある。また、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を着実に推進する必要がある。地震等が生じても緊急車両等の通行空間を確保できるよう、落橋防止等の耐震対策、老朽化対策を推進する必要がある。 (道路啓開体制の整備)⑦ ○途絶した地域交通ネットワークの普及に向け、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を推進する必要がある。緊急輸送路のほか市内の防災拠点施設へのアクセス道路も確保する必要がある。 (中部国際空港の機能強化)⑫ ○中部国際空港株式会社、県等の関係機関と連携し、二本目滑走路の整備を始めとした機能強化を促進する必要がある。						

5-4	食料等の安定供給の停滞					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(物流ネットワークの整備)⑦⑬ ○物流インフラの災害対応の強化に向けて、道路、港湾等の老朽化対策、耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を推進する必要がある。 (農林水産業に係る生産基盤等の災害防災力の強化)⑧ ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化のため、ため池等の農業水利施設の耐震化、老朽化対策等のハード対策と、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。						

目標6: ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)④ ○電気、ガス等のライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図る必要がある。						

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(水道施設等の耐震化等の推進)① ○応急給水施設等の重要施設に係る管路の耐震化を推進するとともに配水施設の計画的な維持・更新を行う必要がある。 ○配水施設の電源について、自家発電装置を始めとする必要なエネルギーの確保について検討する必要がある。 (応急給水体制の強化)① ○応急給水栓の設置を推進するとともに、給水車等による応急給水体制を強化する必要がある。 ○管路の漏水箇所の応急復旧体制を強化する必要がある。 (上水道等災害応援体制の強化)①⑫ ○県、近隣市町、県水(愛知県企業庁)、日本水道協会、県水道南部ブロック協議会、常滑市水道組合、常滑市指定給水装置工事事業者等の関係者との連絡体制を構築し広域連携を図るとともに、相互応援の協力体制を強化する必要がある。						

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(下水道等処理施設の耐震化)①⑬ ○下水道の処理場施設及び管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた維持管理、改築・更新を進める必要がある。 (下水道BCPの策定)① ○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する必要がある。 (浄化槽の整備)⑩ ○下水道区域外での浄化槽の整備を促進するため、浄化槽を設置する者に対し補助金による経済支援を実施する等、積極的に普及啓発に取り組む必要がある。						

6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(道路整備及び道路施設の維持管理)⑦⑬ ○緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の災害対策及び土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を推進する必要がある。また、橋梁・舗装等の道路施設について、地震等が生じて緊急車両等の通行空間を確保できるよう適切な維持管理及び老朽化対策、落橋防止等の耐震対策を推進する必要がある。						

目標7: 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老化対策
(火災に強いまちづくりの推進) ②⑬ ○災害時の避難・延焼遮断空間となる都市公園の適切な維持管理に努める必要がある。 ○密集市街地において、災害時の避難・延焼遮断空間を確保するための公共施設整備を推進し、都市の防災機能向上を図る必要がある。 (住宅・建築物等の耐震化) ② ○住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震化について必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、大規模盛土造成地の安全性調査等の対策を推進する必要がある。 ○老朽化等による危険なブロック塀は、地震時に倒壊する可能性があり、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす可能性があるため、道路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、除却費補助事業の利用を促進する必要がある。 (不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) ②⑬ ○既存不適格建築物のうち、不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を推進する必要がある。 (消防団員の確保) ① ○少子高齢化や就業形態の変化などにより、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の処遇改善や活動の見直し等、団員確保のために魅力ある消防団づくりを推進する必要がある。						

7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老化対策
(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進) ② ○沿道の住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、無料耐震診断、耐震改修費の補助等の対策を推進する必要がある。 (道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策) ⑦ ○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化または除却を進める必要がある。 (狭あい道路の解消) ⑦ ○狭あい道路は、消火活動や救急活動、避難の妨げになる可能性があるため、緊急車両が通行不能な狭あい道路の解消を推進する必要がある。 (危険な空家の除却等への支援) ② ○空家対策として、補助制度等により危険な空家の除却を促進する必要がある。						

7-3	排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(農業用排水機場等の防災対策の推進)① ○計画的な農業用排水機場及びその他の施設・設備の維持・更新を進める必要がある。 (ため池の防災対策の推進)⑨ ○ため池について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成など総合的な対策を実施する必要がある。						

7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)⑨ ○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。 (石綿飛散防止対策)② ○平常時の吹付石綿飛散防止対策を推進する必要がある。						

7-5	農地・森林等の土地の荒廃					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)⑧⑨ ○地域の自主性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自主的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。						

目標8: 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(災害廃棄物処理) ⑩ ○災害廃棄物処理基本計画を策定し、その計画に基づき、迅速かつ適切に行動するため、詳細な計画の整備と訓練に取り組む必要がある。また、廃棄物処理の実効性を高める視点でも、最終処分場の確保を図る必要がある。 ○その他の一部事務組合で行う廃棄物処理施設等についても、引き続き、相互支援の協定を締結し、広域的な処理に備える必要がある。						

8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(復旧・復興を担う人材等の育成等) ⑪ ○災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備や、スムーズな運営ができるよう実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を進める必要がある。 ○愛知県等と協力して被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を推進する必要がある。						

8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失					
①行政機能/警察・消防等/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・ 福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業・経済
⑦交通・物流	⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ケーション	⑫産学官民・ 広域連携	⑬老朽化対策
(地区公会堂等の耐震化等の促進) ⑨ ○耐震改修等が必要な地区公会堂等の耐震化等の促進を図る必要がある。 (文化財消火訓練の実施) ⑨ ○文化財を火災、震災、その他の災害から守るため、各関係機関で連携して防火訓練を実施し、地域における防災体制の確立を図る必要がある。						

常滑市地域強靱化計画

2021 年 3 月 策定

2023 年 3 月 改訂

常滑市総務部防災危機管理課

〒479-8610 常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5

電話 0569-35-5111（代表）